

「震災で壊れ、屋根に残っている瓦」の処理費用、住民負担は無料になります

宮原たけし府議あてに送られてきた、環境省の通達文書です

この文書は、以下の市町村に送付されています。

大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、能勢町

平成 30 年 8 月 3 日 府内市町 一般廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課

地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生じる廃棄物の適正な処理に関する広報について（補足）

日頃より廃棄物行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 7 月 17 日に発出した「地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生じる廃棄物の適正な処理に関する広報について（事務連絡）」（別添）に関して、以下を補足いたします。先般の事務連絡とあわせ、周知・対応のほどよろしくお願ひします。

なお、先般、発出した事務連絡では、広報文のサンプルを「別紙」としてとりまとめております。

記

補足する箇所

平成 30 年 7 月 17 日に発出した「地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生じる廃棄物の適正な処理に関する広報について（事務連絡）」の（別紙・3 項目）

補足する内容

○なお、地震により落ちて割れた瓦くず、屋根上で損壊した瓦を被災者・ボランティア等が下ろした瓦くず、及び倒壊したブロック塀を災害ごみとして処分されたい場合は、必ず事前に●●センターまで御連絡をお願いいたします。

内容の補足を追加し、当分の間、被災者に対してホームページなどで広報していただくようお願い致します。

<問い合わせ先>

○環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課 若林 06-4792-0702（直通）

○大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課 奥田 06-6210-9289（直通）